

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年6月14日
【四半期会計期間】	第29期第3四半期（自平成24年2月1日至平成24年4月30日）
【会社名】	ティーライフ株式会社
【英訳名】	T e a L i f e C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 植田 伸司
【本店の所在の場所】	静岡県島田市牛尾118番地
【電話番号】	0547-46-3459（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 鈴木 守
【最寄りの連絡場所】	静岡県島田市牛尾118番地
【電話番号】	0547-46-3459（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 鈴木 守
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 第3四半期累計期間	第28期
会計期間	自平成23年8月1日 至平成24年4月30日	自平成22年8月1日 至平成23年7月31日
売上高(千円)	3,550,486	4,519,270
経常利益(千円)	283,606	395,397
四半期(当期)純利益(千円)	152,212	224,952
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-
資本金(千円)	356,625	180,000
発行済株式総数(株)	4,250,000	70,000
純資産額(千円)	3,208,837	2,750,046
総資産額(千円)	3,948,563	3,397,115
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	41.63	64.27
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-
1株当たり配当額(円)	-	800.00
自己資本比率(%)	81.3	81.0

回次	第29期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成24年2月1日 至平成24年4月30日
1株当たり四半期純利益金額(円)	15.01

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきましては記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 当社は、第28期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第28期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 第29期第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。
7. 平成23年11月2日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、有価証券届出書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による停滞から復興関連需要の高まりとともに一部持ち直しの傾向がみられたものの、欧州債務危機や原油価格の高騰に加え、雇用・所得環境は依然として低調に推移し、先行き不透明な状況が続きました。

小売業界におきましては、食の安心安全に対する関心が一層高くなるとともに、先行き不安感を背景とした消費者の節約志向に対応すべく、業態や業種を超えた価格競争が激化しており、厳しい経営環境で推移しました。

このような環境のなか、当社は、成長を続けるWEBを主体とした顧客開拓を推進し、顧客の拡大及び開拓効率の向上を図るとともに、定期お届けコースへの誘導促進や新たな顧客育成プログラムの運用により、安定客の確保に注力してまいりました。また、当社WEBサイトからの注文については常に商品送料を無料とする施策や、『商品券セール』（商品券、未使用の切手・ハガキなど手持ちの金券で買い物ができる企画）や『下取りセール』（手持ちの健康食品または化粧品を送付で買上金額が割引される企画）の定期開催に加え、「ダイエットプーアール茶」など収益性の高い製品の販促に積極的に注力し、売上の拡大及び利益の確保に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高3,550,486千円、営業利益295,818千円、経常利益283,606千円、四半期純利益152,212千円となりました。

なお、当第3四半期累計期間におけるセグメント別の概況については、当社の事業は単一セグメントのため、その概況を事業部門別に示すと次のとおりであります。

(健康食品関連事業)

健康食品関連商品を扱うカタログ『さらら』では、お客様の登場機会を増やす等、共感重視型のカタログ制作を推進してまいりました。商品におきましては、「ダイエットプーアール茶」「メタボメ茶」など、主力商品の試飲用サンプルを積極的に配布するとともに、『商品券セール』や『下取りセール』との相乗効果を狙い「豆乳おから焼きドーナツ」「オールブランチョコバー」など、ダイエット食品の品揃えを拡充し、売上の拡大に努めてまいりました。また、顧客開拓におきましては、広告媒体の投資比重を紙からWEBへと移し、顧客の拡大及び開拓効率の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は、3,077,633千円（ポイント引当金調整額の加算前金額）となりました。

(化粧品事業)

化粧品を扱うカタログ『炭の露』におきましては、「クリアアップローション」のリニューアルや「ゆうきのせい」に大容量版を追加するなど、事業の柱となる主力商品の強化とともに、中身をお客様が選択できるセット商品「選べる福袋」の販売や、多忙な女性をターゲットとした「醗酵緑茶オールインワンジェル」の開発・発売により、新たな需要を喚起し、売上の拡大に努めてまいりました。また、顧客開拓におきましては、健康食品関連事業の顧客に対し、化粧品カタログ及び商品サンプルの配布や、メールマガジンの配信等を行うことにより、主に既存客における化粧品需要の掘り起こしを図ってまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は、470,234千円（ポイント引当金調整額の加算前金額）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末の資産合計は、3,948,563千円（前事業年度末比551,447千円増）となりました。流動資産は569,898千円増加し、固定資産は18,450千円減少しております。流動資産が増加した主な要因は、売掛金が3,791千円減少したものの、短期運用目的の有価証券が300,321千円増加したためであります。固定資産が減少した主な要因は、ソフトウェアを含む無形固定資産が20,272千円減少したためであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末の負債合計は、739,725千円（前事業年度末比92,657千円増）となりました。負債が増加した主な要因は、ダイエット食品の品揃えを増やしたことにより買掛金が42,008千円増加したためであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産合計は、3,208,837千円（前事業年度末比458,790千円増）となりました。純資産が増加した主な要因は、公募による株式の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ176,625千円増加したためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、2,142千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況は次のとおりであります。

健康関連分野において、より高度化する顧客ニーズに応え、価値ある商品を提供するために、平成23年8月度より、新たな研究開発活動として新しい発酵茶の製品化を目的とした研究開発を、株式会社源鞠研究所に委託しております。

「プーアル茶発酵過程の微生物の解析と発酵茶の製造」における共同研究を、平成19年7月期より国立大学法人静岡大学、その後、担当教授の異動にともない平成22年7月期より国立大学法人東京工業大学と実施してまいりましたが、一定の研究成果が得られたことから、平成23年10月末日をもって終了しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000,000
計	14,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,250,000	4,250,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利関係に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元株式数は100株であります。
計	4,250,000	4,250,000	-	-

(注) 当社株式は平成24年3月6日に大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場しました。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年3月5日(注)	750,000	4,250,000	176,625	356,625	176,625	326,625

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 510円

引受価額 471円

資本組入額 235.50円

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年1月31日）に基づく株主名簿により記載をしております。

【発行済株式】

平成24年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,499,900	34,999	-
単元未満株式	普通株式 100	-	-
発行済株式総数	3,500,000	-	-
総株主の議決権	-	34,999	-

【自己株式等】

平成24年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年8月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

4．最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年7月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	786,462	1,011,828
売掛金	435,378	431,587
有価証券	811,582	1,111,904
たな卸資産	175,179	247,922
その他	78,928	51,420
貸倒引当金	11,112	8,343
流動資産合計	2,276,420	2,846,319
固定資産		
有形固定資産	296,315	289,037
無形固定資産	200,980	180,708
投資その他の資産	623,398	632,498
固定資産合計	1,120,694	1,102,243
資産合計	3,397,115	3,948,563
負債の部		
流動負債		
買掛金	71,791	113,800
未払法人税等	66,800	53,200
賞与引当金	28,826	50,133
役員賞与引当金	20,080	13,300
ポイント引当金	15,680	13,062
その他	235,284	281,586
流動負債合計	438,462	525,081
固定負債		
退職給付引当金	19,188	24,630
その他	189,418	190,014
固定負債合計	208,606	214,644
負債合計	647,068	739,725
純資産の部		
株主資本		
資本金	180,000	356,625
資本剰余金	150,000	326,625
利益剰余金	2,421,659	2,517,871
株主資本合計	2,751,659	3,201,121
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,612	7,715
評価・換算差額等合計	1,612	7,715
純資産合計	2,750,046	3,208,837
負債純資産合計	3,397,115	3,948,563

(2) 【四半期損益計算書】
 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年4月30日)
売上高	3,550,486
売上原価	900,091
売上総利益	2,650,395
販売費及び一般管理費	2,354,576
営業利益	295,818
営業外収益	
受取利息	4,551
受取配当金	1,218
その他	2,199
営業外収益合計	7,969
営業外費用	
株式交付費	5,393
株式公開費用	14,708
その他	80
営業外費用合計	20,181
経常利益	283,606
特別利益	
受取補償金	4,041
特別利益合計	4,041
特別損失	
投資有価証券評価損	13,182
特別損失合計	13,182
税引前四半期純利益	274,466
法人税等	122,254
四半期純利益	152,212

【会計方針の変更等】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年8月1日 至 平成24年4月30日)
(会計方針の変更) 1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用 第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。 平成23年11月2日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年8月1日 至 平成24年4月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年8月1日 至 平成24年4月30日)
減価償却費	44,974千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自平成23年8月1日至平成24年4月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月26日 定時株主総会	普通株式	56,000	800	平成23年7月31日	平成23年10月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成24年3月6日の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)への株式上場にあたり、公募による株式の発行を行い、平成24年3月5日付で払込が完了いたしました。この結果、当第3四半期累計期間において、資本金及び資本準備金がそれぞれ176,625千円増加し、当第3四半期会計期間末において、資本金は356,625千円、資本剰余金は326,625千円となっております。

(金融商品関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成23年8月1日至平成24年4月30日)

当社は、健康食品・化粧品等を中心とした通信販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成23年8月1日 至平成24年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額	41円63銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	152,212
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	152,212
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,656

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成23年11月2日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。

(会計方針の変更)

第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、平成23年11月2日付で行った株式分割は、期首に行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年6月11日

ティーライフ株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原 孝 広 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 眞 生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているティーライフ株式会社の平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第29期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年2月1日から平成24年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年8月1日から平成24年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ティーライフ株式会社の平成24年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。